

新潟県一時保護委託者登録制度実施要綱

第1 目的

この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に基づく一時保護委託者の登録制度を適正かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 登録一時保護委託者

法第34条の22第1項の規定に基づき、一時保護委託者の登録を受けることを希望するもの（以下「申請者」という。）で、法第34条の22第2項の規定に基づき、登録を受けたものをいう。

第3 登録の申請

申請者は、登録一時保護委託者登録申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

第4 登録制度の実施

知事は、申請者からの申請に基づき、法令及び条例で定める基準への適合並びに法定の欠格事由への該当の有無を審査し、適当と認める者を登録一時保護委託者として登録する。

2 知事は、登録又は不登録の結果を申請者に通知する。

第5 登録事項の変更

登録一時保護委託者は、登録事項を変更しようとするときは、変更予定日の2週間前までに登録一時保護委託者登録事項変更届出書（様式第4号）により、知事に届け出なければならない。

第6 登録の消除の申出

登録一時保護委託者は、登録の消除を申し出ようとするときは、登録一時保護委託者登録消除申出書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

第7 登録後の取扱い

知事は、必要に応じて登録一時保護委託者に対する報告の求め、質問、立入検査その他法令に基づく措置を行うとともに、法令に定める事由に該当するときは登録を取り消すものとする。

第 8 その他

この要綱に定めるもののほか、登録制度の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。